

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>十一            特許法第三十六条の二第六項、第四十一条第一項第一号括弧書、第四十条の二第一項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第一百十二条の二第一項、第一百八十四条の四第四項又は第一百八十四条の十一第六項の規定により手続をする者(その責めに帰することが</p>	<p>一〇十 (略)</p>	<p>納付しなければならない者</p>	<p>金額</p>
		<p>一件につき二十一万二千百円</p>	<p>一〇十 (略)</p>
<p>(特許法関係手数料)            第一条 (略)            2 特許法第九十五条第二項(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。)の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>		<p>(特許法関係手数料)            第一条 (略)            2 特許法第九十五条第二項(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。)の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	

		できない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。	
		十二〜二十 (略)	
		<p>3 特許法第九十五条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第八号まで、第十号及び第十九号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。</p> <p>一 前項の表第十七号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>二 前項の表第十八号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者</p> <p>イ・ロ (略)</p>	
		4 (略)	
		<p>(実用新案法関係手数料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	
	納付しなければならない者	金額	
一〜六 (略)			
七	実用新案法第八条第一項第一号括弧書、同法第十一条第一項において準	一件につき二万 千八百円	

		十一〜十九 (略)	
		<p>3 特許法第九十五条第五項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第八号まで、第十号及び第十八号の中欄に掲げる者並びに次に掲げる者が納付すべき手数料とする。</p> <p>一 前項の表第十六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>二 前項の表第十七号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者</p> <p>イ・ロ (略)</p>	
		4 (略)	
		<p>(実用新案法関係手数料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 実用新案法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>	
	納付しなければならない者	金額	
一〜六 (略)			
(新設)			

<p>用する特許法第四十三条の二第一項  (実用新案法第十一条第一項において  準用する特許法第四十三条の三第  三項において準用する場合を含む。  )、実用新案法第三十三条の二第一  項若しくは第四十八条の四第四項又  は同法第四十八条の十五第二項にお  いて準用する特許法第八十四条の  十一第六項の規定により手続をする  者(その責めに帰することができな  い理由によりこれらの規定による手  続をすることとなつた者を除く。)</p>	八〇十二 (略)		
<p>3 実用新案法第五十四条第四項の政令で定める手数料は、前項  の表第一号から第四号まで及び第六号の中欄に掲げる者及び同  表第十一号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確  定審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。</p> <p>(意匠法関係手数料)  第三条 (略)</p> <p>2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額  は、次の表のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 232 735 853">納付しなければならない者</td> <td data-bbox="209 853 735 1106">金額</td> </tr> </table>	納付しなければならない者	金額
納付しなければならない者	金額		

<p>七〇十一 (略)</p>	<p>3 実用新案法第五十四条第四項の政令で定める手数料は、前項  の表第一号から第四号まで及び第六号の中欄に掲げる者及び同  表第十号の中欄に掲げる者のうち実用新案登録無効審判の確定  審決に対する再審を請求する者が納付すべき手数料とする。</p> <p>(意匠法関係手数料)  第三条 (略)</p> <p>2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額  は、次の表のとおりとする。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 1144 735 1771">納付しなければならない者</td> <td data-bbox="209 1771 735 2018">金額</td> </tr> </table>	納付しなければならない者	金額	
納付しなければならない者	金額		

一・二 (略)	<p>三 意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項（意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は意匠法第四十四条の二第一項の規定により手続をする者（その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。）</p>	<p>四〇十 (略)</p>
---------	---	----------------

3 意匠法第六十七条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一〇三 (略)

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第三条の二 商標法第六十八条の三十第一項の六千円を超えない範囲内で政令で定める額は二千七百円とし、同項の四万七千九百円を超えない範囲内で政令で定める額は四万五千五百円とする。

一・二 (略)	<p>(新設)</p>	<p>三〇九 (略)</p>
---------	-------------	----------------

3 意匠法第六十七条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号の中欄に掲げる者及び同表第六号の中欄に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。

一〇三 (略)

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第三条の二 商標法第六十八条の三十第一項第一号の六千円を超えない範囲内で政令で定める額は二千七百円とし、同号の一万五千円を超えない範囲内で政令で定める額は八千六百円とする。

(削る)

2| 商標法第六十八条の三十第二項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。

(商標法関係手数料)  
第四条 (略)

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一〜四 (略)		
五	商標法第二十一条第一項、第四十一条の三第一項、第六十五条の三第三項又は附則第三条第三項の規定により手続をする者(その責めに帰することができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。)	一件につき八万六千四百円
六〜十一 (略)		

3 商標法第七十六条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第四号までの中欄に掲げる者及び同表第九号の中欄

2| 商標法第六十八条の三十第一項第二号の政令で定める額は、三万二千九百円とする。

3| 商標法第六十八条の三十第五項の政令で定める額は、四万三千六百円とする。

(商標法関係手数料)  
第四条 (略)

2 商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

	納付しなければならない者	金額
一〜四 (略)		
(新設)		
五〜十 (略)		

3 商標法第七十六条第四項の政令で定める手数料は、前項の表第一号から第四号までの中欄に掲げる者及び同表第八号の中欄

に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。  
一〇五 (略)

に掲げる者のうち次に掲げる者が納付すべき手数料とする。  
一〇五 (略)